

別表1-1 見積項目（循環）

項 目	備 考
1. 車 両 費	<p>(1) 新たな車両の調達や既存車両への設備整備等に係る導入費用を運行経費に含むものとする。</p> <p>(2) 運行経費への算入額は、その導入費用をもとに償却期間5年・定額法として算定するものとする。 〔導入費用計 ÷ 5年〕</p> <p>《車両の指定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則、日野自動車(株)製「日野ポンチョ」3台とする。</li> <li>➤ 車両タイプはロング・ショートを問わない。</li> <li>➤ 仕様 路線バスに必要な設備等を備えていること。</li> <li>➤ 車体ラッピング、行き先案内表示、音声案内システムの整備に要する費用は車両費に含めるものとする。</li> <li>➤ 予備車両については、1台以上確保すること。</li> </ul>
2. 賦 課 税	<p>(1) 取 得 税 車両本体価格に基づく</p> <p>(2) 自 動 車 税 乗車定員にて積算</p> <p>(3) 自動車重量税 車両総重量にて積算</p>
3. 保 険 費 用	<p>(1) 自賠責保険料</p> <p>(2) 任意保険料</p>
4. 金 利	車両償却期間中を見込む
5. 人 件 費	人件費明細（様式6）
6. 車 検 整 備 費 管理維持費	
7. 諸手続き費用	輸送許可申請費用等必要な経費

※ 年間（12ヶ月）の運行経費を算定すること。

※ 見積内容について、不明瞭な点がある場合は、関係資料の提出を求める場合がある。

※ 賦課費・保険費用は標準価格とし、実際の契約時には、車両仕様に基づき決定する。

※ 特段の事情がない限り契約期間内は、運行経費の変更を行わない。ただし、物価上昇や経済情勢の変動等による価格変更等がある場合は、別途協議とする。

別表1-2 見積項目（往復・通勤通学）

項目	備考
1. 車両費	<p>(1) 新たな車両の調達や既存車両への設備整備等に係る導入費用を運行経費に含むものとする。</p> <p>(2) 運行経費への算入額は、その導入費用をもとに償却期間5年・定額法として算定するものとする。 〔導入費用計 ÷ 5年〕</p> <p>《車両の指定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マイクロバス1台（北部ルート及び白帆台ルート）、乗車定員11人以上のワンボックス車1台（室ルート）とする。</li> <li>▶ 仕様 路線バスに必要な設備等を備えていること。</li> <li>▶ 車体ラッピング、行き先案内表示、音声案内システムの整備に要する費用は車両費に含めるものとする。</li> <li>▶ 予備車両については、1台以上確保すること。</li> </ul>
2. 賦課税	<p>(1) 取得税 車両本体価格に基づく</p> <p>(2) 自動車税 乗車定員にて積算</p> <p>(3) 自動車重量税 車両総重量にて積算</p>
3. 保険費用	<p>(1) 自賠責保険料</p> <p>(2) 任意保険料</p>
4. 金利	車両償却期間中を見込む
5. 人件費	人件費明細（様式6）
6. 車検整備費 管理維持費	
7. 諸手続き費用	輸送許可申請費用等必要な経費

※ 年間（12ヶ月）の運行経費を算定すること。

※ 見積内容について、不明瞭な点がある場合は、関係資料の提出を求める場合がある。

※ 賦課費・保険費用は標準価格とし、実際の契約時には、車両仕様に基づき決定する。

※ 特段の事情がない限り契約期間内は、運行経費の変更を行わない。ただし、物価上昇や経済情勢の変動等による価格変更等がある場合は、別途協議とする。